

## 令和2年度第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月6日(月) 14時30分～15時30分
2. 開催場所 市役所5階 会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 3件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件  
議案第3号 農業経営改善計画について  
議案第4号 農用地利用集積計画について  
議案第5号 農用地利用配分計画について
4. 報告 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 4件  
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 6件
5. 出席委員 15名  
会長：15番細谷修、1番石井芳彦、2番土屋勉、3番斉藤ひろ子、  
4番戸田敏一、5番廣瀬広一、6番吉井亨、7番今井和枝、8番篠崎輝武、  
9番平山光子、10番森川幹一、11番池田繁雄、12番農宮弘子、  
13番鈴木正久、14番川野英一
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 羽生田事務局長、水須主査補

## 8. 議事録

議長 委員15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和2年度第4回農業委員会総会を開催いたします。

議長 それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、13番鈴木委員と4番戸田委員を指名します。

両委員、宜しくお願いいたします。また、本日の会議書記には事務局の水須主査補を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、宜しくお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮願います。

議長 本日の議案につきましては、既に配付のとおりであります。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。なお、申請番号3につきましては、議案第2号の申請番号3と関連がございますので、議案第2号において一括審査とします。

それでは、申請番号1及び2について、ご意見等ございますでしょうか。

5 番 申請番号1につきまして、質問をさせていただきます。

申請地につきまして、譲渡人から提出された図面や写真等には問題はないと思いますが、現地は問題があります。事務局は現地を確認して頂き、問題はありませんでしたか。

事務局 はい。事務局で現地を確認いたしましたのでご報告させていただきます。申請では水田と畑が一部ということでしたが、水田は現在作付されておりますが、水田の周辺につきましては、土砂が盛り上げられている状況がございます。それから、水田に入っていく通路の部分につきましては、水路に鉄板が掛けられており、その先が埋め立てられている状況があります。

それから一部、ビニールハウスの骨組みが残っている所があり、そこについては、現在作付けされていない状況でございます。以上でございます。

5 番 私が気にしているのは、案内概要図の1ページをご覧いただきたいのですが、黄色で色塗りした部分です。写真の4番と5番は稲が植わっている写真ですが、現況は埋め立てであります。それについてはどうですか。

事務局 現地の位置図を皆さんにお配りさせていただきましたが、写真の方向ということで1番から5番の番号を番号を付らせて頂きました。

5 番 私が言いたいのは写真の位置と、写真が合わないということです。実際には埋め立てがあつて、稲が植わっていないはずですよ。4番と5番は、写真のように稲が植わっていないのが問題だと思います。住宅の方に向かって4番と5番が向いていますが、実際、現地はどのような状況ですか。

事務局 5番の方向につきましては、盛土がされています。今お話しがありました、写真の5番では稲が植えてあるということですが、こちらについては方向が違っておりました。申し訳ございません。

5 番 今までは現地調査をして担当委員が意見発表して、審議をしていましたが、今

はコロナの関係でそれらが無いでしょう。現地を知らない方は、写真と添付図だけでしょう。それで審議は出来ないでしょう。写真も本当の所の場所かもわからないですよ。私は現地を確認しているから、このように申し上げている訳ですよ。会長は現地を見えていますよね。

議 長 現地を見た、見ないではなく、今、事務局の説明が有りましたとおり、現地は7年位前からこのような状態ですから、こういう状況になって、今の方が譲り受け、今度はそれを譲り渡す申請がされているということです。

5 番 譲り渡す土地が問題だということです。

議 長 会長の立場では、丸バツは言えません。最終的には委員の皆さんの判断で採決いたします。

5 番 皆さん分からないと思いますので、続けて説明をさせていただきます。この申請地は平成26年に3条申請して許可になりました。その後、譲渡人が埋立工事を始めまして、今現在は、耕作しにくい形になっております。耕作していない所は最初から、約半数ぐらいで、そのままにしています。譲渡人の所有地になる前は、優良農地でありました。それから、案件概要図の1ページをご覧くださいと思います。現況写真の1と2と3は問題無いと思いますが、4と5は、位置図の写真とは違うと思います。実際はそこは埋め立ててありますので、稲が植わっているはずはありません。それで、会長。皆さんが現地を知らないまま審議するのは問題だと思いますので、現地調査をしてから、総会に諮ることはできませんか。

議 長 先ほど事務局からあった説明で皆さんが了解すれば、このままでもよろしいと思いますし、廣瀬委員からの、現地を確認するというのも一つの意見だと思います。その他にご意見が有る方がいらしたらお願いいたします。

4 番 今、コロナの関係で大騒ぎをしている中で、委員を集めて現地調査をすることを事務局はしていない訳です。何人も集まっての事は駄目だとなっている訳ですから、それをやるとかやらないとかという話にはならないとは思いますが。もし何かあった時にまずいでしょう。責任が取れないから事務局が見て皆さんに報告して意見等を確認する事で、現状は止むを得ないと思います。

5 番 戸田委員の意見と、会長の意見と、現地を見て頂ければ違うと思います。現地の再調査を改めてして、次回の総会に諮るというのを諮っていただきたい。

議 長 今、廣瀬委員の案について、現地調査を、コロナの関係で現在止むを得ない状況が続いているとは思いますが、廣瀬委員の意見に賛成か反対かを皆さんにお聞きしたいと思えます。現地調査をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

議 長 今、挙手をお願いして、4名の賛成でしたから、再調査として現地調査は行わないということで判断させていただきます。反対が多数ということですから、今後は、許可相当か、皆さんで賛成、反対かで決めていただきたいと思います。

1 4 番 ただいま廣瀬委員や戸田委員からお話しがございましたけれども、委員会に上がってきた案件につきましては、今回はコロナの影響もありましたけれど、少人数で、班で、委員に確認してもらって、農業委員会で審議されるのが妥当だと思う訳です。そのまま書類が上がって来たものを、現場は分からない、どういう所かも分からないというのは、議論も立たないと思うんですよ。コロナの影響で省きましょうというのでは、どうかなと私は思うのですがどうでしょうか。

議 長 廣瀬委員、戸田委員、川野委員の意見、色々前後する事もあるかもしれませんが、最終的には皆さんの意見を聞いて進める訳ですから、もう一度審査する方法もあります。

5 番 今回の総会では添付資料が不足していると思えます。黄色く塗っている部分の内、住宅方向の写真が一枚もありませんし、そこが問題だと思うんですよ。問題のある所の写真が無いのが問題です。

1 番 私も昨日現地を確認したのですが、農地法3条申請のどこに触れるからアウトだよと、そういう結論的なものが無いと、むやみに見た感じの話になると、今言っている現況と写真とが違うよと、それは事務局の方で、総会前に調査をしてもらってある訳ですから。

5 番 総会前に調査しているというのは違うと申し上げております。現況と写真が違うため、問題があると申し上げている訳です。

1 番 その違う面について、極端に違うのか、盛土を全くしてしまっている所のイメージを変えて、あえて植えてある写真をカモフラージュして撮っているのか、そ

ういう話になると大変ですけれどね。位置的な感覚と言いますか、私も昨日歩いてみたんですけれども、前から廣瀬委員が気にしていた案件なので、私なりに現地を見てきたわけですけれども、荒れているのは事実で、これが農地かという感覚は持ちましたけれども、書類的な申請の仕方が事務局として受け取れる範囲であるのであれば、審議の対象になる必要があるのではないかと思います。

5 番 様々な意見が出ていますけれども、だから、皆さんで一応現地を見て頂いて、皆さん分かると思います。ここで説明しても分からないと思います。

議 長 一応、現地確認は先ほど否決されましたので、この写真で判定いたします。

5 番 それが違うと申し上げている訳ですよ。

議 長 いや、違うのでは無くて、10名が反対しましたから、現地確認は無いと申し上げている訳であります。これを、賛成を覆して、議長の立場として、現地調査をするとは申し上げられません。

5 番 現地を確認して、再審議して、採決を諮って頂く事はできませんか。

議 長 他に意見が無ければ採決に移りますけれども、まだご意見があるかもしれませんので、暫く時間を置きたいと思います。

5 番 問題が無いということならこれで良いのですが、問題があるという事では、その根拠を皆さんに諮って頂きたいとは思いますが、私が言いたいのは、写真図の5番の住宅に向かった方が、農地で無いというのが認められるかどうかを見て頂きたいわけです。

議 長 現在のコロナの状況では現地確認も出来ませんので、最終的には皆さんに許可か不許可かの判断をするか、継続にするか、今回であれば丸かバツかということですね。

2 番 私も現地を見せてもらったんですけれども、譲受人もこの状態は知っていると思うんですよね。このままでは農地ではないと思うんですけど、それに関して譲受人に農地らしく管理してくれということをお願いしてもらおうとか、誓約書ですか、そういったものを付けてもらえば、譲受人は基本的に知っていると思うんです。それを付けてもらえれば私は良いんじゃないかなと思います。以上です。

議 長 譲渡人は福岡の方で譲受人は豊成の方ですけど、それについて、石井さんから意見がありましたけど、吉井さんは何か意見はありますか。

6 番 豊成の人ですけども、植木屋さん、その方が水稲栽培をするということですけども、現地を私も見ました。周りに写真に写っていますけれども、水路に鉄板を敷いて入れるようになっていきますけれども進入路の所は、まくってあって、現状のままでは農地としてできるかなという印象です。広瀬地区でも埋立てをまくらせたというのは皆さん承知していますけれども、これで買った人が本当にやるかどうかというのが、私の個人的な考え方です。まあ、やれると、出来るのであれば、買った人が、少し砂をどけてやり良いようにしてくれれば一番良いなというようには考えています。

5 番 議長。私は最初から、譲受人の事は申し上げておりません。現況が農地として問題が無いかということで、私は問題だということを申し上げている訳で、見てもらって皆さんの意見を聞いて頂きたいという事をお願いしたいということです。

議 長 では最後の採決に移ります。要するに現地を見るか見ないか、先ほどは4名でしたけれども、私を除いて委員は14名です。この過半数を超えなければ現地は見ません。今コロナでこういう状態で、何回もやってきている訳ですから、現地を見るのは廣瀬委員の希望ですが、他の方がどういう考えるかですから。今はコロナの関係で事務局が全て行っております。そのため、今までやってきたことを全部否定することになる訳ですよ。また、皆さまに採決を取った訳ですから、最終的に皆さんで現地を見るかどうか意見を聞きますから、それでご了解を得たいと思います。すみません、最後に皆さんにもう一度聞きますけれども、現地を確認するかももう一度挙手願いたいと思います。現地確認をするという方は挙手をお願いいたします。

(挙手少数)

議 長 5名の方が手を挙げて頂きましたが、少数となるため、現地確認はいたしません。後は許可をするか、しないかの採決をして、許可するかどうかの問題です。その件について、意見が有るかお伺いいたします。

1 番 はい。先ほど土屋委員からお話がありましたが、仮に許可をしようというのなら、書面的に、指示書的なものが出せるのであれば、ある程度効力が発生する

ということがあれば、意見として聞いて頂ければと思います。

議 長 許可の場合に、農業委員会として要望を出すということですか。

1 番 そういう要望が出せればという事です。

議 長 始末書とか確約書というのは、農業委員会の希望であって、やらなくてはいけないということではありません。その時の一遍の物であります。今回東金市農業委員会でも許可を出しても絶対的なものはありません。あくまで要望です。でもそういう意見であれば、要望書は出す方が良いと思います。

9 番 私も石井委員の意見に賛成なのですが、絶対にやってくださいという力は無いにしても、とりあえず、その広瀬の方の人たちが言うように、ここを、きちんと受人の方が農地として田んぼは田んぼ、畑は畑のように作付をちゃんとやって頂きたいというのを一言添えても良いような気がします。そうすれば、これで買う人もあれだし、売る人も書類も整っていることですし、とりあえずそういう一報を入れて頂ければ良いのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局 よろしいでしょうか。

議 長 はい。

事務局 今回の申請の写真について、矢印の方向が間違えていたものについてはお詫びを申し上げます。廣瀬委員が先ほどからお話しされております入口の所が埋め立てられているという部分に関して、平場になっている所、今、田で使って頂いていますけれども、要するにこれ以外の所はどうするんだということが、私ども気になっていましたので、代理人に伺いまして、譲受人さんの方で出来るだけ水田を広げていきますと、また、平場につきましても、畑として使っていきますというお話しを聞きました。ただ、あくまでも聞いた話ですので、書面として残していただきたいということをお願いしようと思います。以上でございます。

2 番 いいですか、会長。

議 長 はい。

2 番 この写真を見ると、範囲がここまであるんですけども、周りに写っている荒

地が問題だと思うんですよ。色塗りの図で示した位置は違うんですけれども。荒地を綺麗にしてもらおう事で、そういった条件をつければ良いんじゃないかと思います。譲受人もこういう状況は知っていると思いますので。

5 番 会長。

議 長 はい。

5 番 今の土屋委員の意見のように、現況はあのよう、耕作が出来ない状態になっておりますので、本来、譲受人が綺麗にする、農地にするということであれば、話は別です。このまま、農地で買ったんだから、このままで通していくということになるのは、まずいと思います。

議 長 時間も過ぎていきますので、ここら辺で採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認、申請番号1及び2について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。それと、今の意見を踏まえ、文書の提出をお願いするということでございますので、よろしく事務局お願いいたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。先ほどの説明のとおり議案第1号の申請番号3と併せて審議をお願いします。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認、及び議案第1号の申請番号3について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農業経営改善計画について審議に入ります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第3号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入ります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第5号、農用地利用配分計画について審議に入ります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決いたします。議案第5号、農用地利用配分計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に報告第1号及び第2号につきましては、既にお配りしたとおりであります。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 無ければ、以上をもって、本定例総会に提出された案件は全て終了しました。  
ご苦労様でした。

令和2年7月6日